

垂水市地域公共交通計画

(概要版)

令和6年6月



[目 次]

| | |
|---------------------------------|----|
| 序章 計画の策定にあたって | 1 |
| 1. 計画策定の背景・目的..... | 1 |
| 2. 計画対象区域..... | 1 |
| 3. 計画期間 | 1 |
| 第1章 本市の公共交通の現状及び課題 | 2 |
| 第2章 垂水市地域公共交通計画 | 7 |
| 1. 基本理念および基本方針 | 7 |
| 2. 交通種別ごとの役割と方向性 | 10 |
| 3. 計画目標及び目標達成のための事業..... | 12 |
| 4. 目標達成に向けた評価指標..... | 14 |
| 5. 目標達成に向けたマネジメント | 16 |

序章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・目的

垂水市(以下、「本市」という)では、令和2年の国勢調査結果をみると、65歳以上の老年人口の割合が43.1%に達し、総人口は平成27年国勢調査から11.0%減少するなど、高齢化及び人口減少が進行しています。

一方、地域の暮らしと産業を支え、豊かで暮らしやすい地域づくりや、活力のある地域の振興を図る上で「移動」は欠かせない存在です。地域における移動手段の維持・確保は、交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり、観光振興、健康、福祉、教育、環境等の様々な分野で大きな効果をもたらすことが期待されています。

しかしながら、人口減少による公共交通利用者の減少、運転手不足の深刻化等により、公共交通の維持は容易ではなくなってきており、公共交通に頼らざるを得ない高齢者等や、公共交通空白地などにおける移動手段の確保は、今後さらに深刻な問題となることが予想されます。


こうした状況を踏まえ、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)に基づき、既存の公共交通に加えて、地域における輸送資源の総動員による持続可能な地域旅客運送サービスの提供を確保することを目的とした「垂水市地域公共交通計画」を策定します。

2. 計画対象区域

本計画の区域は、垂水市全域とします。

3. 計画期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間です。

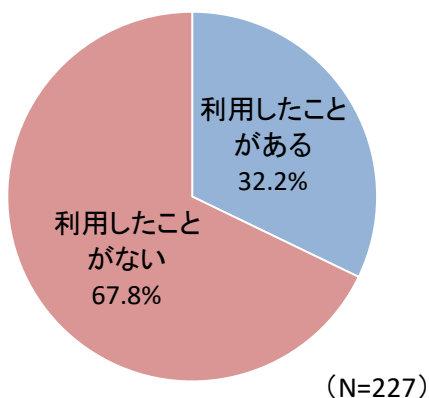
| | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 |
|-------------|--|-----------|-----------|-----------|------------|
| 垂水市地域公共交通計画 |  | | | | |

第1章 本市の公共交通の現状及び課題

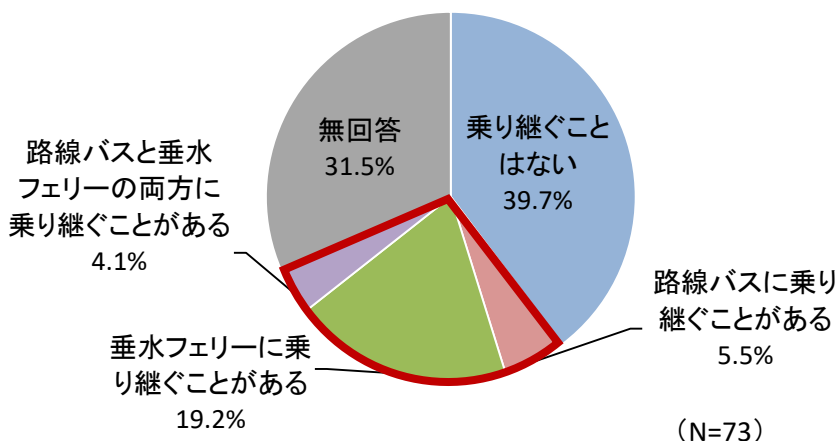
これまでの本市の概況の整理や各種調査結果を踏まえ、本市の公共交通の課題について、以下のとおり整理しました。

| 課題1 事前予約型乗合タクシーの利便性向上 |
|---|
| <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事前予約型乗合タクシーの運行地域において、「利用したことがある」は3割程度にとどまっています。(図表 1-1) ➢ 利用にあたっては、バス停での乗降が基本のため、バス停から自宅まで離れている住民にとっては利用しづらい仕組みとなっています。 ➢ 利用者の約3割は他の公共交通に乗り継いで移動している一方、現状の運行ダイヤは垂水フェリーや路線バスとの乗継が考慮されておらず、スムーズな広域移動ができない状況となっています。(図表 1-2) <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ ドア・ツー・ドア方式への運行見直しや、スムーズに乗継できるダイヤの設定等、利便性向上と利用の拡大を図ることが求められます。(図表 1-3) |

図表 1-1 運行地域における利用状況

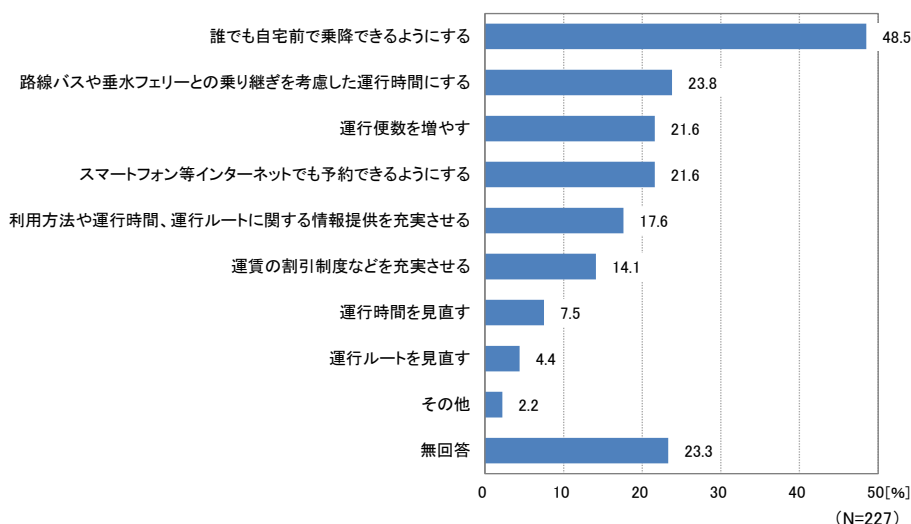


図表 1-2 路線バス・垂水フェリーとの乗継状況



『他の公共交通に乗り継ぎがある』は 28.8%

図表 1-3 事前予約型乗合タクシーで改善が必要と感じる点



注)複数回答

資料)事前予約型乗合タクシーアンケート調査

課題2 交通空白地解消に向けた対応

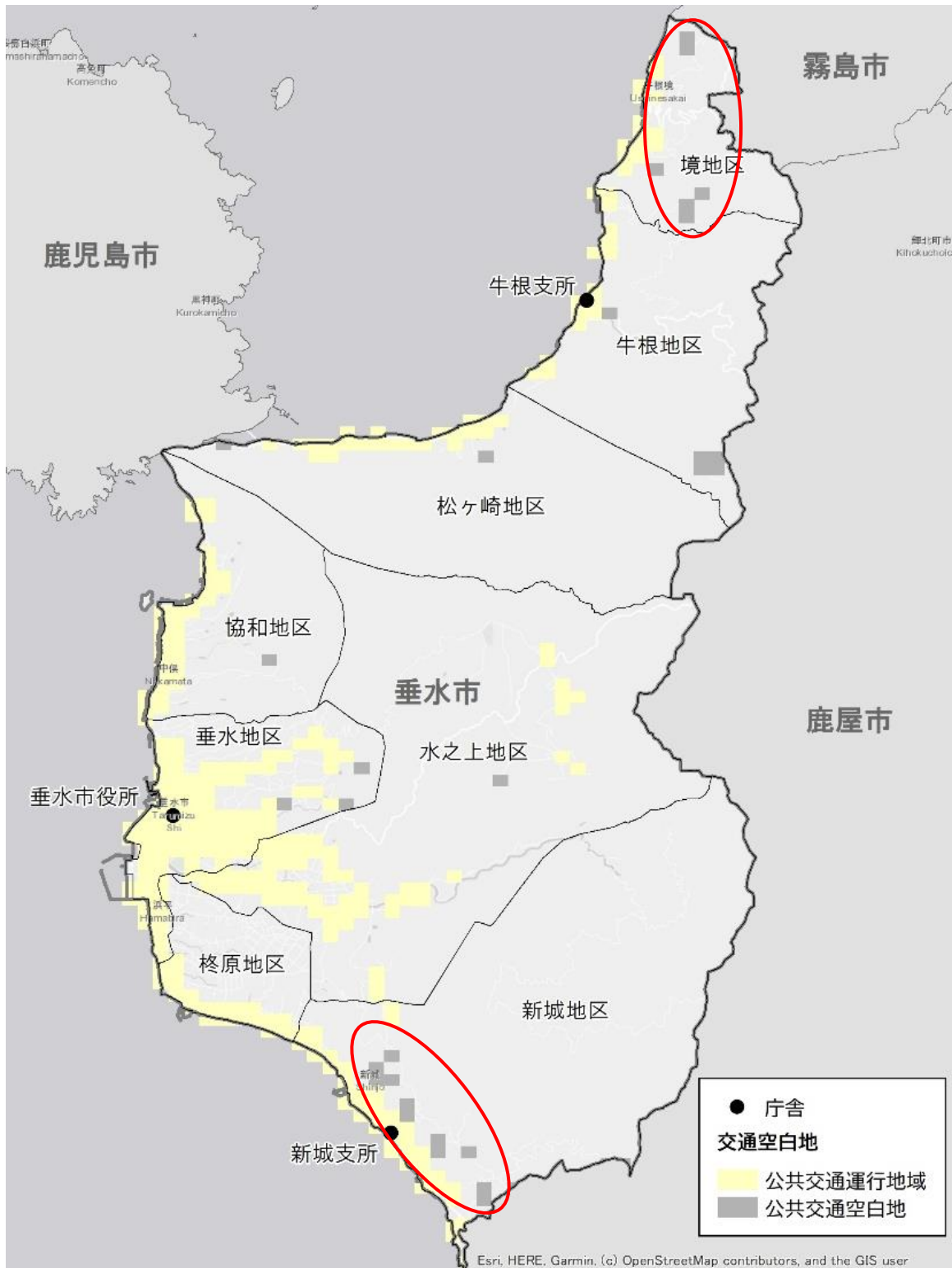
【現状】

- 本市では、北部(境、牛根地区)や南部(新城地区)において、路線バスのバス停から離れており、事前予約型乗合タクシーも運行されていない空白地が存在しています。(図表 1-4)

【課題】

- 高齢化の進行により運転免許や車を持たない住民の増加が見込まれる中、安心して生活するための移動手手段の確保が求められます。

図表 1-4 交通空白地



課題3 市民の移動ニーズに応じた交通サービスの提供

【現状】

- 商業・医療施設は市中心部に集積しており、市民の多くは市中心部へ買い物・通院しています。（図表 1-5、1-6）
- 路線バスは国道沿いを走行しているため、国道から離れた場所に立地する施設に行くときや目的地間の移動の際に、公共交通では行きづらく、利便性は高くない状況となっています。

【課題】

- 買い物や通院等の日常生活で公共交通を利用してもらうためにも、市街地での移動利便性を高める新たな交通サービスの提供等が求められます。

図表 1-5 市中心部における商業・医療施設の立地とバスの運行状況



図表 1-6 市民がよく利用する商業・医療施設

<商業施設>

| 順位 | 施設名 | 回答数 |
|----|--------------|-----|
| 1 | タイヨー垂水店 | 246 |
| 2 | Aコープ垂水店 | 185 |
| 3 | だいわ垂水店 | 132 |
| 4 | ドラッグストアモリ垂水店 | 58 |
| 5 | ナフコ垂水店 | 42 |

<医療施設>

| 順位 | 施設名 | 回答数 |
|----|-------------|-----|
| 1 | 垂水中央病院 | 161 |
| 2 | 桑波田診療所 | 52 |
| 3 | よしとみクリニック | 35 |
| 4 | 池田温泉クリニック | 19 |
| 5 | 東内科小児科クリニック | 16 |

資料)市民アンケート調査

課題4 市民の公共交通に対する意識啓発と利用促進

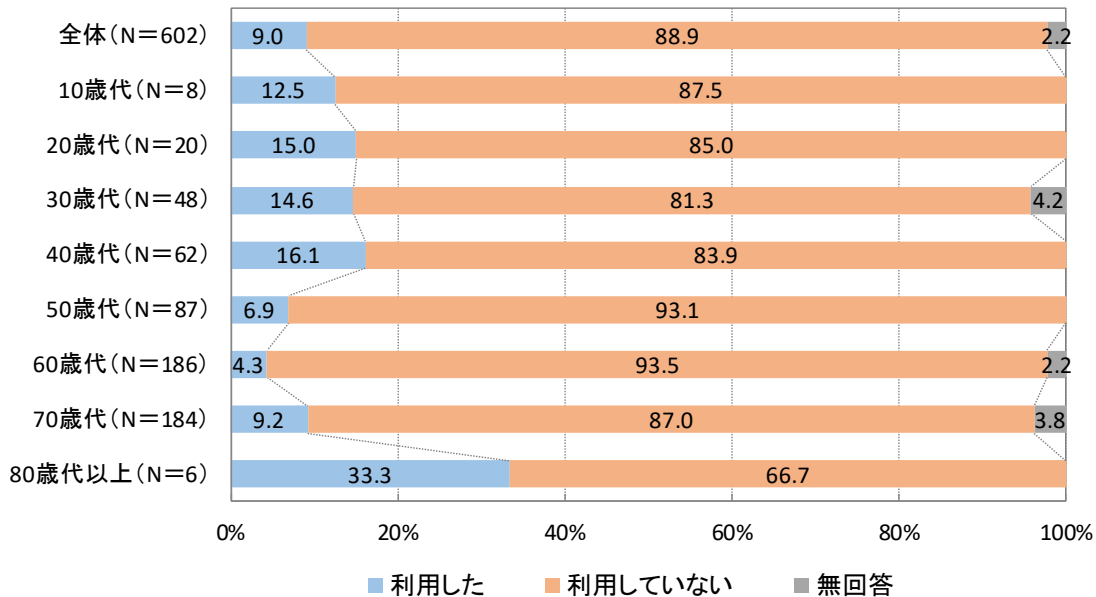
【現状】

- 市民アンケートによると、直近1年間で路線バスを利用した割合は1割以下で、70歳代以上においても「利用していない」が大半を占めており、市民の多くは公共交通を利用していないことが分かりました。(図表 1-7)
- 高齢者は自家用車で買い物・通院等の移動が多く、運転免許証の返納意向が低い状況となっています。(図表 1-8)

【課題】

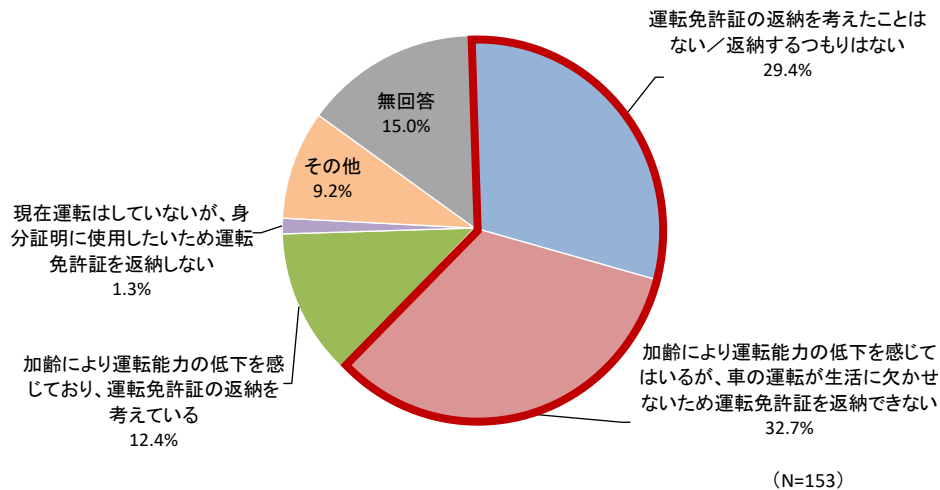
- 自家用車での移動が多い市民、特に高齢者に対して公共交通を利用して生活する習慣の定着を図るため、市民の移動ニーズに合わせた交通サービスの提供や公共交通に関する情報発信等に取り組みながら、市民の利用を促す必要があります。

図表 1-7 直近1年間の路線バスの利用状況



資料)市民アンケート調査、以下同じ

図表 1-8 70歳代以上の運転免許証の返納意向



『返納意向がない』は 62.1%

課題5 持続可能な公共交通の確保

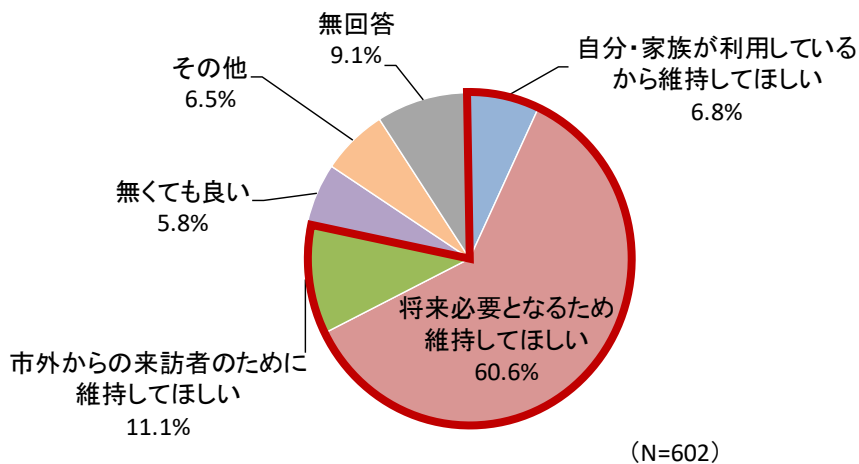
【現状】

- 市民の多くは「運行を維持してほしい」との意向があるものの、路線バス等の公共交通をほとんど利用していないため、市の財政負担額は増加しています。(図表 1-9、1-10)
- 交通事業者においては、乗務員の高齢化・人手不足が深刻で、今後交通サービスの維持・確保が難しくなることが予想されます。

【課題】

- 持続可能な公共交通の確保に向けては、既存の公共交通を基本としつつ、多様な関係者と連携して地域の実情に合った交通サービスも検討し、市民の移動手段を確保していくことが求められます。

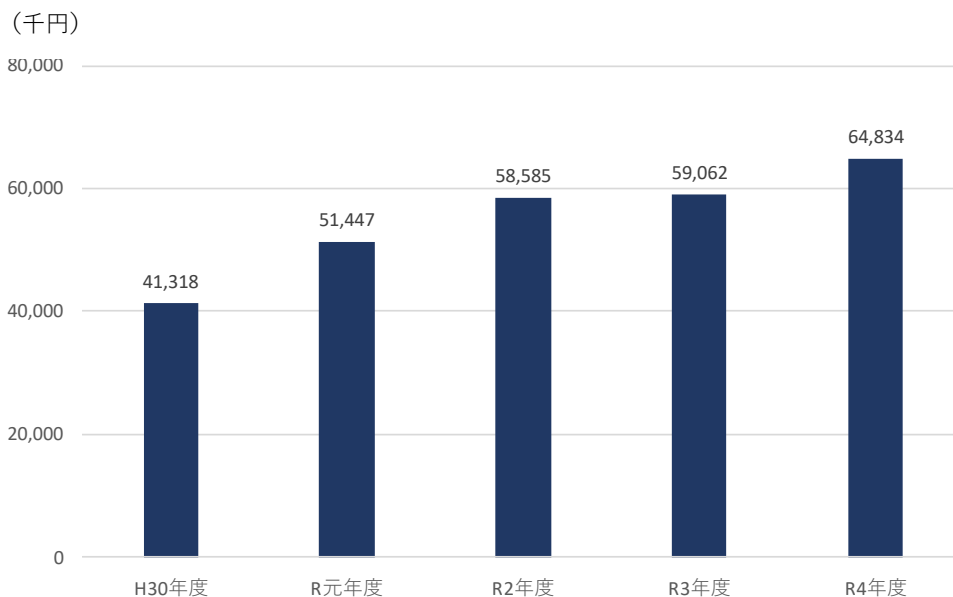
図表 1-9 今後の運行に対する意向



『運行を維持してほしい』は 78.5%

資料)市民アンケート調査

図表 1-10 路線バスに対する市の財政負担額



第2章 垂水市地域公共交通計画

1. 基本理念および基本方針

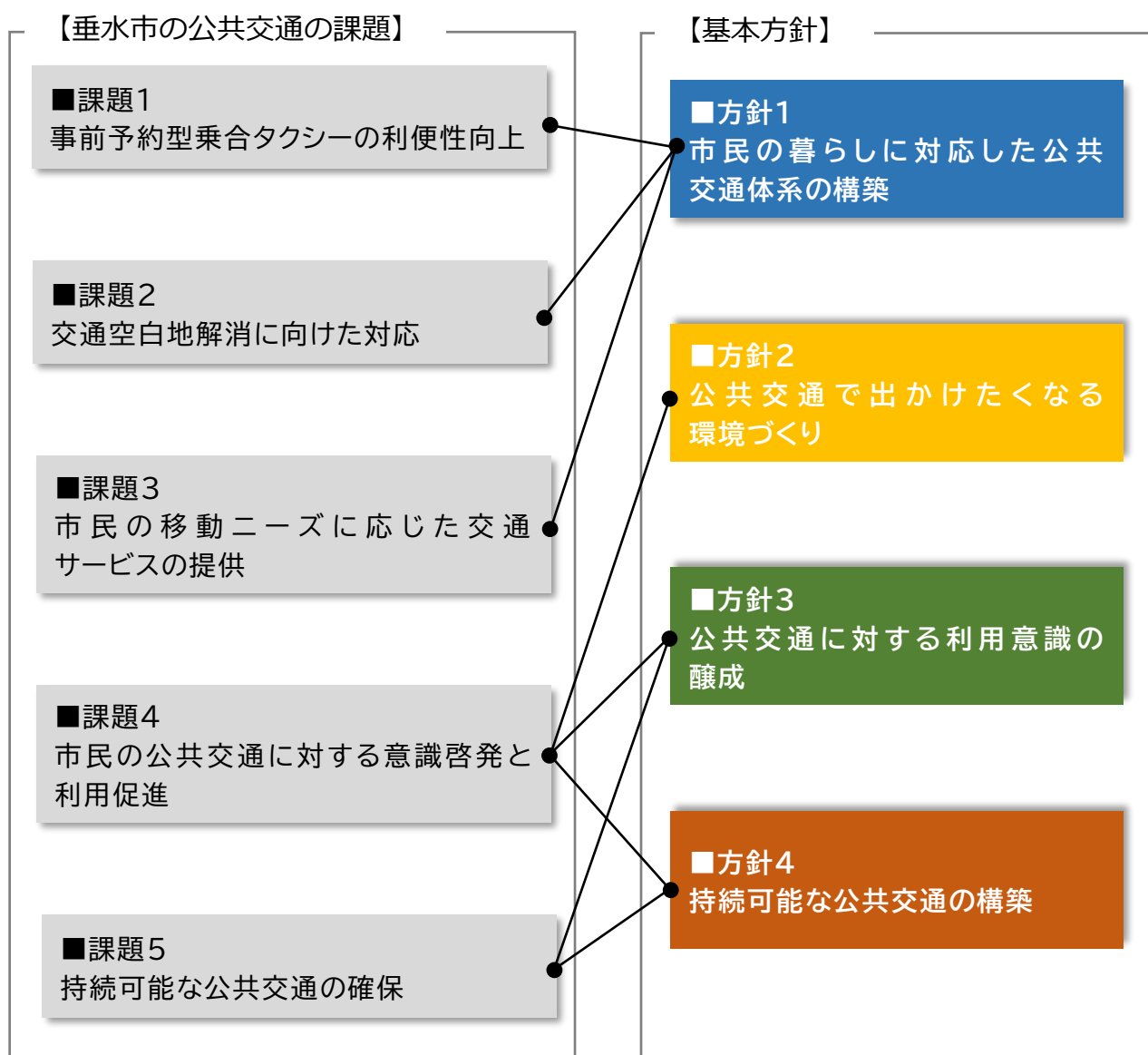
本市におけるまちづくりの方向性や地域公共交通の現状・課題を踏まえ、基本理念および基本方針を以下のとおり設定します。

<基本理念>

安心して暮らし続けるためにみんなで支え合う公共交通

本計画では、将来にわたって公共交通を維持・確保するため、市民の移動ニーズに合わせた利便性の高い交通サービスの提供や利用促進を図るとともに、いつまでも安心して暮らし続けられるように、多様な関係者が協力し合い、持続可能な公共交通を目指していくことを基本理念とします。

<基本方針>



方針 1

市民の暮らしに対応した公共交通体系の構築

- 市民の移動実態を踏まえ、買い物・通院等の日常生活において利用しやすい公共交通体系の構築を目指します。
- 事前予約型乗合タクシーについては、利用者のニーズに合わせた運行内容の見直しに取り組み、利便性向上を図ります。

方針 2

公共交通で出かけたくなる環境づくり

- 市民・来訪者の誰もが安全・快適に公共交通を利用できる環境を目指し、主要拠点等における待合環境の整備や、分かりやすい案内標示・情報発信の充実を図ります。

方針 3

公共交通に対する利用意識の醸成

- 今後も公共交通を維持・確保していくために、市民一人ひとりが公共交通を利用することが重要であることを十分に周知し、市民の意識の醸成と利用促進を図ります。
- 公共交通を利用して暮らす習慣の定着を図るため、多様な関係者と連携しながら、子どもや高齢者等それぞれの対象に適した効果的なモビリティ・マネジメント^{※1}に取り組みます。

方針 4

持続可能な公共交通の構築

- 交通事業者と連携して担い手確保に取り組むほか、既存の交通サービスが行き届かない地域等においては、地域の実情に合った交通サービスを検討し、持続可能な公共交通の構築に向けて取り組みます。
- 公共交通を取り巻く課題解決に向けて、新たなモビリティサービス^{※2}の導入に向けた調査・検討を積極的に取り組みます。

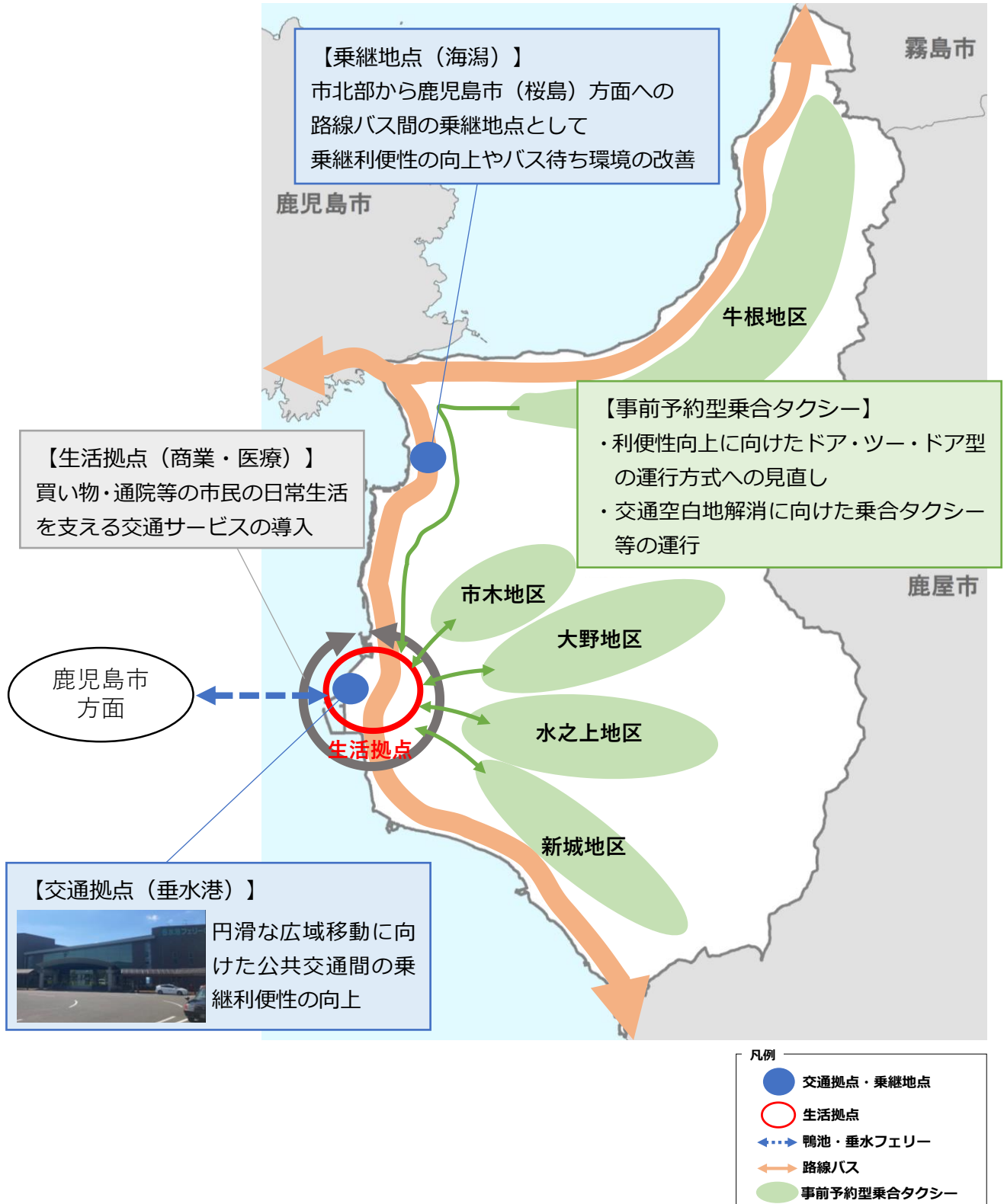
※1 モビリティ・マネジメントとは、地域住民が移動する際に「過度に自動車に頼る」状況から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に利用する」よう行動変容を促す一連の取組のこと。

※2 モビリティサービスとは、自動車を移動・輸送の手段として円滑に提供するための一連のサービスのこと。

<垂水市の将来の交通ネットワークイメージ>

多様な交通手段が集中する交通拠点・垂水港をはじめ、商業・医療施設が集積する市中心部での移動利便性の向上や、市中心部と郊外を結ぶ事前予約型乗合タクシーの利便性向上、交通拠点や乗継拠点で円滑に乗継できる環境の充実など、これからのまちづくりと一体となった交通ネットワークの構築を目指します。

図表 2-1 垂水市の将来の交通ネットワークイメージ



注)あくまでイメージであり、再編に向けた詳細な検討については、利用者の利便性や事業の持続性などに細心の注意を払うとともに、実行・実現に向けて関係者との協議・調整等を綿密に行い、実証運行等を通して実現化を目指しながら取り組みます。

2. 交通種別ごとの役割と方向性

| 区分 | 対象 | 役割 |
|-------|----------------|---|
| 広域幹線 | フェリー | <ul style="list-style-type: none"> ■ 垂水市と鹿児島市を結び、通勤、通学、観光、ビジネス等の利用を中心に広域の移動手段としての役割を担う。 |
| | 路線バス | <ul style="list-style-type: none"> ■ 垂水市と鹿屋市や霧島市等の周辺市町を結び、通勤、通学、観光、ビジネス等の利用を中心に広域の移動手段としての役割を担う。 |
| 地域内交通 | 事前予約型乗合タクシー | <ul style="list-style-type: none"> ■ 路線バスが運行されていない交通不便地域等の住民の買い物や通院等の日常生活における移動手段としての役割を担う。 ■ 路線バスとの接続により、地域住民の移動利便性を高める役割を担う。 |
| | タクシー | <ul style="list-style-type: none"> ■ 交通不便地域での移動や、他の公共交通が運行時間外の際の移動手段としての役割を担う。 ■ 高齢者、障がい者、子育て世帯、観光客等、利用者それぞれのきめ細かい多様なニーズに対応する役割を担う。 |
| その他 | スクールバス | <ul style="list-style-type: none"> ■ 中学生の通学における移動手段としての役割を担う。 |
| | 医療・福祉分野の輸送サービス | <ul style="list-style-type: none"> ■ 自ら病院や介護施設への通院・通所が困難な高齢者・障がい者等を対象に、民間事業者が無償で輸送するサービスであり、施設までの移動手段としての役割を担う。 |

※事前予約型乗合タクシーについては、国庫補助(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)を活用し、継続的に運行していきます。補助対象系統の詳細は、次頁を参照。

図表 2-2 地域公共交通確保維持改善事業で運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要

| 運行系統名 | 起点 | 経由地 | 終点 | 事業許可区分 | 運行の態様 | 実施主体 |
|--------|------------------------|-----|----|--------|-------|----------------------|
| 市木ルート | 市木地区～中央地区 | | | 4 条乗合 | 区域運行 | 垂水市 (運行は交通事業者に委託) |
| 大野ルート | 大野地区～中央地区 | | | | | |
| 内ノ野ルート | 水之上地区(内ノ野ルート) ～中央地区 | | | | | |
| 小谷ルート | 水之上地区(小谷ルート) ～中央地区 | | | | | |

3. 計画目標及び目標達成のための事業

(1) 計画目標及び事業体系

| 基本方針 | 目標 | 実施事業 |
|---|---|--|
| 【基本方針 1】 市民の暮らしに対応した公共交通体系の構築 | 【目標1】 市民の外出実態・移動ニーズに合った地域交通の最適化 | 事前予約型乗合タクシーの運行見直し [※] 市街地での移動利便性向上に向けた新たな交通サービスの導入 [※] |
| 【基本方針 2】 公共交通で出かけたくなる環境づくり | 【目標2】 誰もが公共交通を利用しやすい環境整備 | 主要拠点等における待合環境の整備 [※] 利便性向上に向けた ICT 技術の活用 |
| 【基本方針 3】 公共交通に対する利用意識の醸成 | 【目標3】 多様な関係者との連携による利用促進・情報発信の充実 | モビリティ・マネジメントの実施 [※] 公共交通に関する情報案内の充実 [※] |
| 【基本方針 4】 持続可能な公共交通の構築 | 【目標4】 地域の実情に合った持続可能な交通サービスの提供 | 多様な関係者との連携強化 交通事業者との連携強化 地域の実情に合った交通サービスの検討 新たなモビリティサービス導入に向けた調査・検討 |

※利便増進事業対象^{※3}

※3 利便増進事業とは、地域における公共交通ネットワークの再編に加え、運賃・ダイヤ等の見直しも含め、利用者の利便の増進に資する取組を通じて、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を図る事業のこと。

(2) 事業の実施時期及び実施主体

| 事業名 | 実施スケジュール | | | | | 実施主体 | | | |
|---------------------------------------|----------|----------|----------|----------|-----------|-------------|-----------------------|-----------------------|--------|
| | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 | R9 年度 | R10 年度 | 垂 水 市 | 交 通 事 業 者 | 関 係 事 業 者 | 市 民 |
| 目標 1 市民の外出実態・移動ニーズに合った地域交通の最適化 | | | | | | | | | |
| 事前予約型乗合タクシーの 運行見直し(ドア・ツー・ドア移行) | —————→ | | | | | ● | ● | | |
| 事前予約型乗合タクシーの 運行見直し(運行区域拡大) |→ | —————→ | | | | ● | ● | | |
| 市街地での移動利便性向上に向 けた新たな交通サービスの導入 |→ | —————→ | | | | ● | ● | ● | |
| 目標 2 誰もが公共交通を利用しやすい環境整備 | | | | | | | | | |
| 主要拠点等における待合環境の 整備 | —————→ | | | | | ● | ● | ● | |
| 利便性向上に向けた ICT 技術の 活用 |→ | —————→ | | | | ● | ● | ● | |
| 目標 3 多様な関係者との連携による利用促進・情報発信の充実 | | | | | | | | | |
| モビリティ・マネジメントの実施 | —————→ | | | | | ● | ● | ● | ● |
| 公共交通に関する情報案内の 充実 | —————→ | | | | | ● | ● | ● | ● |
| 多様な関係者との連携強化 | —————→ | | | | | ● | ● | ● | ● |
| 目標 4 地域の実情に合った持続可能な交通サービスの提供 | | | | | | | | | |
| 交通事業者との連携強化 | —————→ | | | | | ● | ● | | |
| 地域の実情に合った交通 サービスの検討 |→ |→ | | | | ● | ● | ● | ● |
| 新たなモビリティサービス導入に 向けた調査・検討 |→ |→ | | | | ● | ● | | |

※→ :計画・検討 —————→ :実施

4. 目標達成に向けた評価指標

本計画における目標達成に向けて、以下の6つの評価目標を設定します。

目標1 市民の外出実態・移動ニーズに合った地域交通の最適化

評価指標1:事前予約型乗合タクシーの利用者数

地域の実情に合った運行内容の見直し・運行区間の拡大、利用促進により、コロナ禍前(令和元年度/7,702人)の95%水準以上の回復を目指します。

| 現状値(令和4年度) | 目標(令和10年度) |
|------------|------------|
| 7,213人 | 7,320人 |

目標2 誰もが公共交通を利用しやすい環境整備

評価指標2:バス待ち環境の整備箇所数

バス停における上屋やベンチの設置など、概ね年1か所のペースでバス待ち環境の整備に取り組み、市民・来訪者の誰もが公共交通を利用しやすい環境を目指します。

| 現状値(令和5年度) | 目標(令和10年度) |
|------------|------------|
| 未実施 | 累計5か所 |

目標3 多様な関係者との連携による利用促進・情報発信の充実

評価指標3:多様な関係者との連携による利用促進の取組件数

概ね年1回程度のペースで移動の目的先となる商業・医療施設等、多様な関係者と連携して利用促進に向けた事業を企画・実施するなど、地域で協力して利用促進に取り組むことを目指します。

| 現状値(令和5年度) | 目標(令和10年度) |
|------------|------------|
| 未実施 | 累計5件 |

評価指標4:直近1年間で路線バスを利用した割合

地域内交通の利便性向上や効果的なモビリティ・マネジメントの実施により、利用促進が図れているか把握するため、市民アンケート調査で直近1年間の路線バスの利用状況を尋ね、概ね5人に1人が「利用した」と回答することを目指します。

| 現状値(令和5年度) | 目標(令和10年度) |
|------------|------------|
| 9.0% | 20.0% |

目標4 地域の実情に合った持続可能な交通サービスの提供

評価指標5:地域の実情に合った交通サービスの調査・検討件数

市内の多様な輸送資源の活用や市民協働を基本とした地域の実情に合った交通サービスの調査・検討を行い、持続可能な公共交通の構築を目指します。

| 現状値(令和5年度) | 目標(令和10年度) |
|------------|------------|
| 未実施 | 累計5件 |

評価指標6:住民座談会の開催回数

計画期間中に全9地区で概ね2回程度住民座談会を開催し、既存の公共交通に対する要望の把握・改善や、交通不便地域での移動手段の確保など、地域の実情に合った交通サービスの提供を目指します。

| 現状値(令和5年度) | 目標(令和10年度) |
|------------|------------|
| 未実施 | 累計18回 |

評価指標7:公共交通への財政負担額(住民1人あたりの負担額)

新たな運行形態の検討・導入に係る費用増大、効率化による費用縮減等を鑑み、現状維持を目指します。

| 現状値(令和5年度) | 目標(令和10年度) |
|------------|------------|
| 6,585円 | 現状維持 |

評価指標8:事前予約型乗合タクシーの収支差^{※1}

人口減少に伴う利用者数の減少が見込まれる中でも、利便性向上や効率化に伴う利用頻度の増加により、現状と同程度の収入を確保し、収支差の現状維持を目指します。

| 現状値(令和5年度) | 目標(令和10年度) |
|------------|------------|
| ▲7,037千円/年 | 現状維持 |

※1 (年間運賃収入) - (年間運行経費)【当該年度4月～3月により算出】

5. 目標達成に向けたマネジメント

(1) マネジメントの進め方

事業の実施にあたっては、垂水市地域公共交通活性化協議会で Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価・検証)、Action(改善)による PDCA サイクルに沿って、計画期間である 5 年間の全体評価を行います。

社会情勢や地域ニーズの変化に合わせて、実施事業を適宜評価・検証し、事業内容の見直しや改善を行いながら目標達成に向けて推進します。

図表 2-3 PDCA サイクルのイメージ



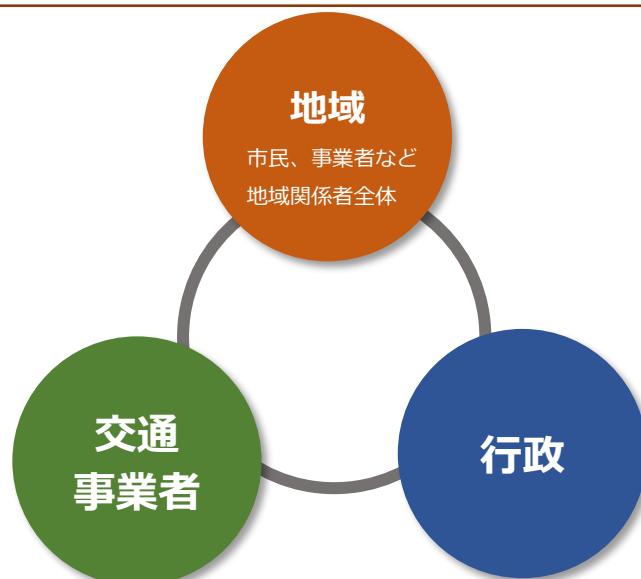
(2) マネジメント推進体制

取組の推進体制として、「行政」、「交通事業者」、市民等の「地域」が公共交通に対する意識を共有、連携し、それぞれの事業に取り組む必要があります。

また、事業の実施は、行政、交通事業者、市民等において構成される垂水市地域公共交通活性化協議会において、進捗状況のマネジメント(管理)を行いながら、着実に取組を進めてまいります。

図表 2-4 マネジメント推進体制

- ・公共交通の担い手として、積極的に公共交通を利用
- ・持続可能な公共交通に向けたあり方を検討
- ・公共交通を支えるために、主体的に取組に関与



- ・公共交通サービス提供
- ・市民等との協力体制づくり
- ・市民等に対する公共交通の利用促進 等

- ・公共交通施策の実施
- ・公共交通サービス・情報提供の支援
- ・地域公共交通のあり方に関する検討への積極的な連携・協力 等

垂水市地域公共交通計画（概要版）

令和6年6月

発行・編集：垂水市 企画政策課

〒891-2192

鹿児島県垂水市上町 114 番地

TEL 0994-32-1111(代表)

FAX 0994-32-6625

H P <http://www.city.tarumizu.lg.jp/>
